

宮城県仙台第一高等学校東京同窓会会則

第一章 総則

第1条 本会は『宮城県仙台第一高等学校東京同窓会』と称する。

第2条 本会は ①母校首都圏在住・在勤同窓生の親睦と相互協力発展 ②母校の健全な発展への協力 を図る目的を持つ。

2 本会は宮城県仙台第一高等学校同窓会（以下母校同窓会という）の首都圏支部機能を併せ持ち、母校同窓会からの公式要請の事項について可能な協力を図る。

第3条 本会は前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 定期総会開催等のほか首都圏在住・在勤同窓生の親睦と相互協力発展を推進する活動
- (2) 母校同窓会首都圏同窓会としての活動
- (3) 母校学校行事を含む母校に対する協力活動
- (4) その他の母校に対する協力活動
- (5) その他、本会の目的を達成する為に必要な諸活動

第4条 本会は自主独立および独立財政を基礎とし ①中立・公正・透明性のある運営 ②新規会員拡大・財政基盤強化 ③母校発展への貢献 を運営の基礎原則と定める。

第二章 会員

第5条 本会は首都圏およびその周辺に在住または在勤する次の会員をもって組織する。

- (1) 正会員
母校同窓会の正会員資格を有する者
- (2) 特別会員
現旧教職員
- (3) 名誉会員
本会により特に推挙された者

第6条 退会は本人または家族の申出による。

第三章 会費

第7条 正会員は、所定の会費を納入するものとする。尚、会費の金額及び納入方法は別途定める。

- 2 本会は、主として会費を納入した会員に対して会務を行う。
- 3 納入した会費は理由の如何を問わず返却しない。入会金は徴しない。

第四章 役員

第8条 本会に次の役員を置く

- | | |
|----------|------|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 1名 |
| (3) 幹事長 | 1名 |
| (4) 幹事 | 若干名 |
| (5) 会計監事 | 2名以内 |

2 前項の役員は正会員の内から以下の方法で選出する。

会長の選出に当たっては選考委員会を設置する。選考委員は正会員の内から役員会で選し委嘱する。選考委員は、若干名とする。選考委員会が会長候補者を推薦し、その内から役員会が会長を選定し、総会に諮り委嘱する。

その他役員は、役員会が選出し、総会に諮り委嘱する

3 前項の規定にかかわらず、役員の大急な交代が必要な事情が生じた場合には、役員会での決議を以て、正会員の内から補欠の役員を選任して委嘱することができるものとする。ただし、決議後最初に開催される総会において追認決議を受けなければならない。

4 本会に顧問を置くことができる。顧問は役員会の審議を経て会長が委嘱する。尚、顧問は、役員会のアドバイザーの役割を担う。

第9条 会長は本会を代表し会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時にはその職務を代行する。

3 幹事長は、幹事団の長としての、運営実務を総括する。

4 幹事は本会の運営実務を担当する。

5 会計監事は、本会の財産状況を監査するとともに、議決権は持たないが、役員会にて意見を述べるすることができる。

第10条 役員の大期は大次のとおりとする。

- | | |
|----------|------|
| (1) 会長 | 任期3年 |
| (2) 副会長 | 任期3年 |
| (3) 幹事長 | 任期3年 |
| (4) 幹事 | 任期3年 |
| (5) 会計監事 | 任期3年 |

また、顧問の大期は、最長3年とする。

但し、会長以外の大役員及び顧問については、退任後1年以上の大経過により、再任または、他役職への就任を妨げない。

宮城県仙台第一高等学校東京同窓会 会則

- 2 途中交代または増員により選任された役員の任期は選任された時より3年とする。ただし、第9条3項により役員会の決議により委嘱され総会で追認決議を受けた補欠の役員の任期は、承認を受けた総会より3年とする。
- 3 役員は辞任又は任期満了の場合においても後任者が就任するまではその職務を行う義務を有する。

第11条 役員会は役員で構成し会長が招集する。尚、顧問の参加を妨げない。

- 2 役員会は、会計監事を除く役員の半数以上の出席により成立し、議決権のある役員の過半数の同意を以て決する。

第五章 総会

第12条 総会は通常総会及び臨時総会とする。

- 2 総会は会長が招集し、会員をもって構成する。
- 3 通常総会は年1回開催し必要な決議及び報告を行う。
- 4 臨時総会は緊急に必要となった場合に開催される。
- 5 総会議事は出席者の過半数の同意をもって決し、宮城県仙台第一高等学校東京同窓会ホームページで開示する。

第六章 資産および会計

第13条 本会の資産は会費、諸活動剰余収入、寄付金、資産より生ずる利子収入、その他よりなる。本会の活動に要する経費は資産をもって支弁する。

第14条 年度末において剰余金が生じた場合、繰越した不足金がある時はその補填にあて、なお剰余金ある場合は、総会の議を経てその全部を以後の事業年度に繰り越すものとする。

第15条 本会の事業年度は9月1日に始まり8月31日に終了する。

第七章 会則の変更および解散

第16条 本会則は、総会の議決を経なければ変更することができない。

第17条 本会が解散する場合、残余財産は母校へ寄付するものとする。

宮城県仙台第一高等学校東京同窓会 会則

附則

- 附則 本会則は平成21年10月1日に発効する。
本会則は平成23年10月1日に改版発効する。
本会則は平成25年10月19日に改版発効する。
本会則は平成27年10月31日に改版発効する。
本会則は令和2年10月31日に改版発効する。

以上